

# 定 款

## 第 1 章 総 費用

### (商 号)

第 1 条 当会社は、工藤建設株式会社と称し、  
英文では KUDO CORPORATION と称する。

### (目 的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 建設業、土木建築工事、  
解体工事、その他建設工事全般にかかる設計、  
施工、監理、及び請負
2. 土地造成、地域開発、都市開発、資源開発、環境整備並びにこれらに関する  
請負、調査、企画、設計及び監理
3. 住宅等建物の建設及び不動産の売買、交換、賃借及びその仲介並びに所有、管理
4. 介護保険法に基づく居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、  
介護予防サービス事業、第一号事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援  
事業及び老人福祉法に基づく有料老人ホーム事業並びに福祉介護事業に関するコンサル  
タント業務
5. 各スポーツの施設、遊園地、ホテル及び飲食店の経営
6. 金融商品取引業
7. 建物総合管理業
8. 総合警備保障業
9. 建築物の清掃業
10. 環境測定及び貯水槽の清掃、害虫駆除業
11. 水質検査及び水質管理業

12. 建築設計事務所の経営業
13. 建設コンサルタント業
14. 建材の販売業
15. フランチャイズチェーンシステムによる、建材の販売及び加盟店の募集並びに指導育成業
16. 農作物の生産、加工、販売
17. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者福祉サービス事業
18. 高齢者の居住安定確保に関する法律に基づくサービス付き高齢者向け住宅事業
19. 上記各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を横浜市青葉区に置く。

(公告方法)

第 4 条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

## 第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当会社の発行可能株式総数は、4,400,000株とする。  
ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。

(自己株式の取得)

第 6 条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することが出来る。

(単元株式数および単元未満株券の不発行)

第 7 条 当会社の単元株式数は、100株とする。

#### (株主名簿管理人)

第 8 条 当会社は、株式につき株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、公告する。

#### (株式取扱規程)

第 9 条 当会社の株式の種類ならびに株式に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

### 第 3 章 株 主 総 会

#### (株主総会の招集)

第 10 条 当会社の定時株主総会は毎年 9 月に招集し、臨時株主総会はその必要がある場合にこれを招集する。

#### (招集権者および議長)

第 11 条 株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。

#### (定時株主総会の基準日)

第 12 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 6 月 30 日とする。

#### (召集地)

第 13 条 当会社の株主総会は、神奈川県横浜市内で開催する。

#### (議決権の代理行使)

第 14 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

#### (株主総会の決議の方法)

第 15 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

2. 会社法第309条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

#### (電子提供措置等)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

### 第4章 取締役および取締役会

#### (取締役会の設置)

第17条 当会社は、取締役会を置く。

#### (取締役の員数)

第18条 当会社の取締役は20名以内とする。

#### (取締役の選任)

第19条 取締役は株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

#### (取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

#### (代表取締役および役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議により、代表取締役を選定する。

2. 代表取締役は会社を代表し、取締役会の決議に基づき、会社の業務を執行する。
3. 取締役会は、その決議により、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

#### (取締役会の招集権者および議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

#### (取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。  
ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。  
2. 前項の規定にかかわらず、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第25条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第27条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、同法第423条第1項の賠償責任について法令で定める金額を限度とする契約を締結することができる。

## 第5章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第28条 当会社は、監査役および監査役会を置く。

(監査役の員数)

第29条 当会社の監査役は5名以内とする。

(監査役の選任)

第30条 監査役は、株主総会において選任する。  
2. 監査役の選任議決は、議決権を行使することができる株主の決議権3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

(監査役の任期)

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期株主総会終結の時までとする。

(常勤監査役)

第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第33条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議の方法)

第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。

(監査役会規程)

第35条 監査役会に関する事項については、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第37条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任について法令で定める金額を限度とする契約を締結することができる。

## 第6章 計算

(事業年度)

第38条 当会社の事業年度は毎年7月1日から翌年6月30日までの1年とする。

(期末配当の基準日)

第39条 当会社の剰余金の期末配当の基準日は毎年6月30日とする。

(中間配当)

第40条 当会社は、取締役会の決議により、毎年12月31日を基準日として、中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間等)

第41条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2. 前項の金銭には利息を付けない。

## 第7章 会計監査人

### (会計監査人の設置)

第42条 当会社は会計監査人を置く。

### (会計監査人の選任)

第43条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

### (会計監査人の任期)

第44条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

### (会計監査人の報酬)

第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

### (附則)

1 2022年9月1日（以下「施行日」という）から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第16条（株主総会等参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。

2 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

以上

最終変更日 2022年9月29日